

千葉市一人暮らし高齢者等見守り支援事業 (安心生活創造事業)

原則1 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

【人々とニーズ把握調査の流れ】

1 「高齢になっても、安心して暮らすことができる地区にするためのアンケート調査」を実施

【アンケートの主な内容】

- (1) 現在、または将来高齢者等になったときに、この地区で安心して暮らしていくためにはどうしたらよいのか検討するため、日常生活において困っていることなどを調査。
- (2) 一人暮らし高齢者等の別途相談などを希望される方の把握。(氏名、住所、連絡先を記入)
- (3) 地区内で困っている高齢者等を支援いただけるボランティア活動への参加意欲などについての調査。
- (4) ボランティアを行っていただける方の把握。(氏名、住所、連絡先を記入)

2 別途調査を希望された方の訪問調査などを実施



- (1) 別途調査を希望された方を訪問し、見守りの必要性や提供するサービスなどについて検討。
- (2) 見守りなどのボランティアを行っていただける方と見守りなどを必要としている方をコーディネート。

3 別途調査を希望しなかった方を、民生委員の協力によりもれなく把握



アンケート調査で把握できなかった見守りを必要としている方については、5月・6月に民生委員をお願いしている高齢者実態調査時においてもれなく把握。

原則2 基盤支援が必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

イメージ図

地域の新たな見守り体制

あんしんケアセンター

訪問員の役割

- プランに基づいて訪問を行う。
- 身体変化、生活変化察知
- 安否確認、生活上のアドバイスなど

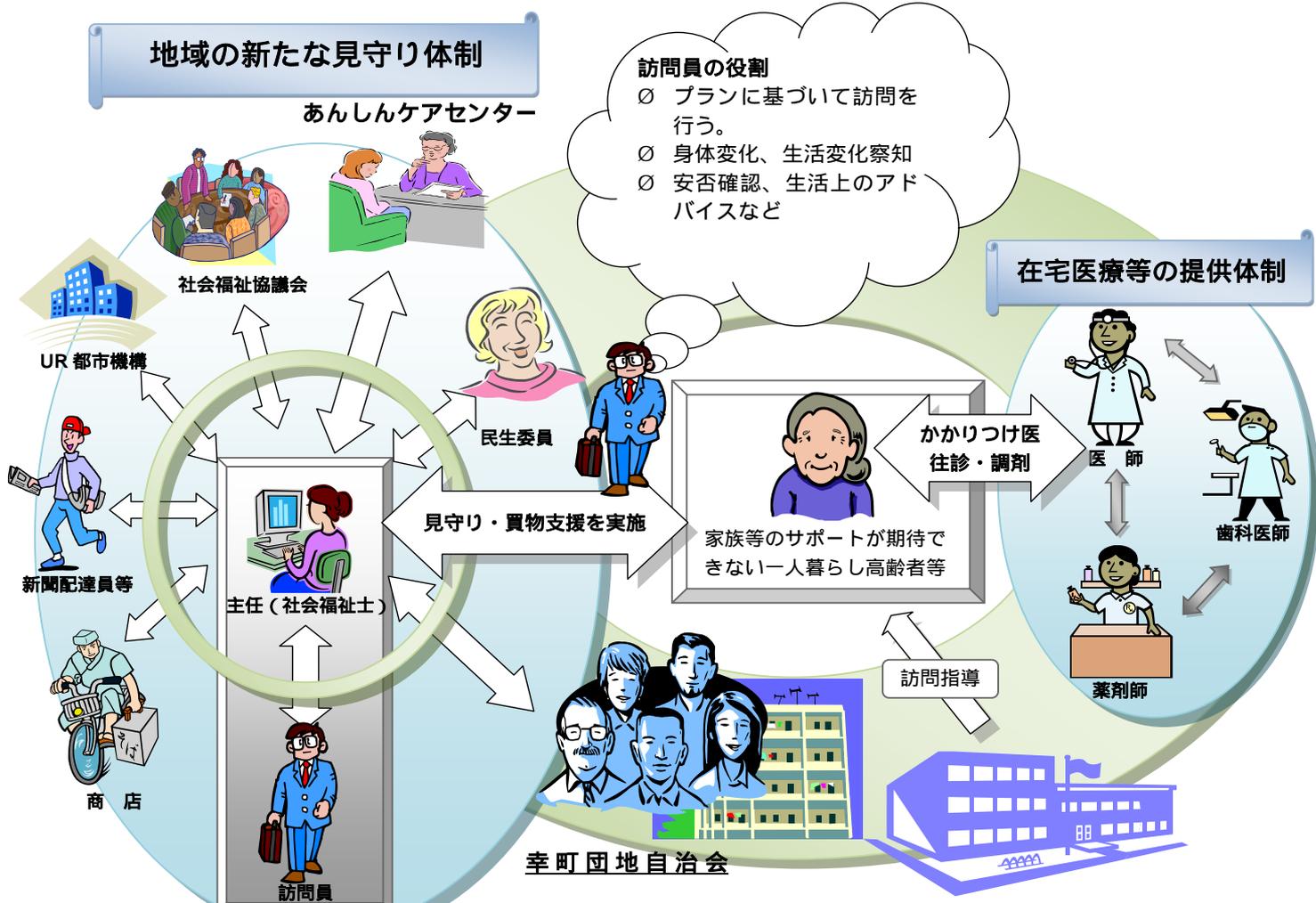
在宅医療等の提供体制

3つの原則

- (1) **基盤となる見守りサービス**
支援が必要な一人暮らし高齢者等に対し、見守りや買物支援(情報提供、宅活用等)を行う。
- (2) **ゾーンでもれなく**
支援が必要な世帯をもれなくカバーする。
- (3) **事業の継続性の確保**
事業を継続していくために、地域の自主財源(募金等)を確保する。

行政の支援

- 自治会の具体的な活動内容についての検討。
- 募金など自主財源についての検討。
- 買物支援に協力する商店の発掘・働きかけ。
- 医療関係機関への協力依頼。
- 新聞配達業者、電気・ガス・水道の検針調査員への見守り協力依頼。
- 地域の社会福祉法人や介護事業者等への協力依頼。



見守り・買物支援を実施

家族等のサポートが期待できない一人暮らし高齢者等

かかりつけ医 往診・調剤

訪問指導

主任(社会福祉士)の役割

- 見守りや買物支援等のサービスの提供プランを作成。
- 訪問員からの報告、民生委員等との協働により、対象者の状況を把握。
- 事案に応じ関係機関と協働し問題の解決を図る。

原則3 それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

1 現在までの取組状況

【共同募金会との協議】

募金方法及び受入れ先を開拓するため、共同募金の仕組みが使えるのかを確認する必要があったことから、県内3市(鴨川市・市原市・千葉市)で県共同募金会と協議を行った。

【結果】

共同募金会から配分された募金の使い道は、人件費相当の経費に活用できないことが判明。今回の人件費をメインとするモデル事業を実施する上では、共同募金の制度活用は、難しいものとなっている。

2 今後の取組方針

- (1) 県共同募金会から配分された募金が、事業で有効活用ができるよう引き続き県共同募金会と協議する。
- (2) 地元企業からの募金、地区住民を対象とした1コイン募金、チャリティーコンサート、募金自動販売機の設置等を検討するため、地元商工会、地元自治会、社会福祉士会、市などで協議する場を設け、支援できる内容などについて企業側から提案いただく。
- (3) 商工会などに加入していない地元企業を漏れなく訪問し、募金などへの協力を依頼する。

3 寄付金等の受入れ方法

- (1) 企業からの寄付金などは、市に一度、寄付金収入として受け入れることで、法人の損金処理、個人の所得税や地方税の控除対象となるよう処理。
- (2) 寄付金収入は、このモデル事業の特定財源とし、国費から寄付金分を差し引く形で単年度で処理し、残金がないように管理。
- (3) 事業費以上の多分な寄付金をいただいた場合は、既存の社会福祉基金などを活用し対応することを検討。